

県民交流広場事業 備品管理規則

あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会

第1条 県民交流広場事業で取得した備品（以下、本備品という）は、地域貢献活動に使用する。

第2条 本備品の管理は、あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会（以下、本まち協という）事務局が統括する。

2 本まち協事務局は、備品管理台帳を整備し、管理番号を付したシールを各備品に貼付する。また、年1回以上の現物確認作業を行う。

3 個別の備品管理（保管・運用・貸出）は、別途定める維持管理団体の協力を得て行う。備品の管理費用は、原則として維持管理団体が定め、備品を使用する団体が負担する。備品の維持管理団体は、下表（表1）の通りとする。

（表1）備品の維持管理団体

備品	机、椅子	綿菓子機	炊飯器	シート・ クーラーボックス	草刈機 (自走式、刈払式、エンジンプロ)
維持管理団体	あかしあ台 自治会	あかしあ台 自治会	あかしあ台 自治会	あかしあ台 体育振興会	あかしあ台緑地草刈グループ

第3条 本備品を使用する団体は、維持管理団体に申し込む。

2 本まち協の構成団体は原則無料で使用できる。但し、通常の使い切り消耗品（燃料等）は使用団体の負担とする。又、必要により維持管理団体による維持協力費の負担を求めることがある。

（備考）維持協力費に関して、恒常的に使用する団体とは、別途取り決める。

3 備品の使用後は備え付けのチェックリストにより清掃点検を行い返却する。

4 故意または不注意により現品を返却することが出来なくなった場合は、同種・同等品を返却する。故障の場合は、修理して返却する。損害が発生している場合は、損害を賠償する。

5 備品の使用により他人に損害を生じさせた場合は、使用者の責任とする。

第4条 本備品を地域貢献活動に使用するときは、本まち協以外の他の団体に貸出すことができる。

2 借用を希望する団体は、別途定める備品借用書に記入し、所定の借用料を添えて借り受ける。

第5条 本備品の譲渡あるいは廃棄については、県民交流広場事業に係る整備・活動補助及び市町推進委員会運営等補助事務処理要領（兵庫県制定）に基づき行う。

第6条 この規程に定めなき事項、および規程の解釈について疑義を生じた場合は、役員会で裁定する。

第7条 この規程の改廃は、総会においてこれを行う。

（附則）

この規程は、令和元年11月1日から実施する。